

令和 7 年度税制改正要望に関する アンケート調査結果

【アンケート調査の実施概要】

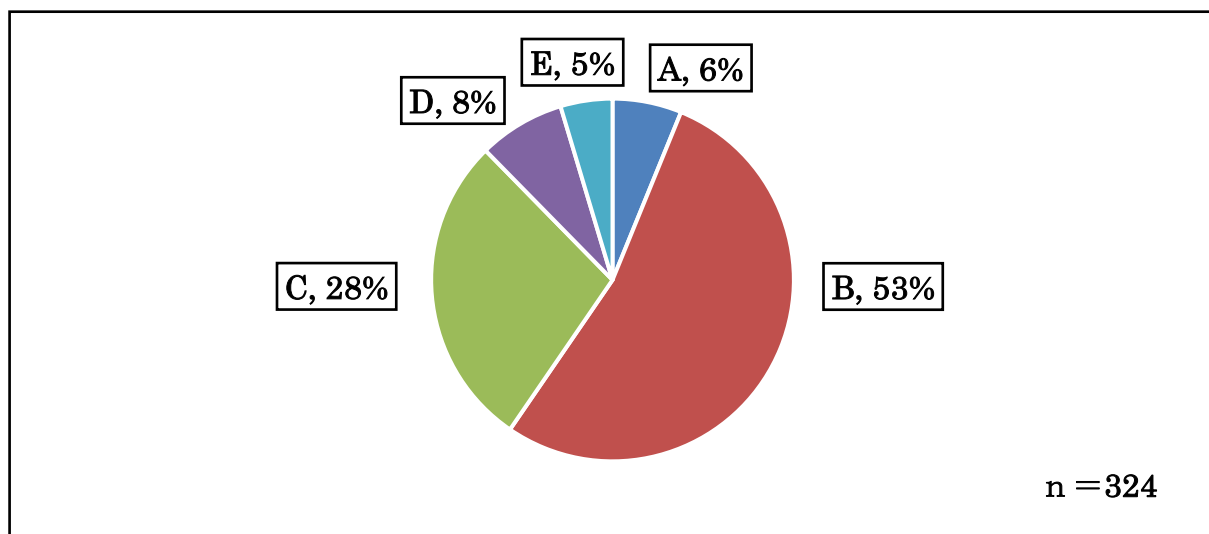
- | | |
|---------|---|
| 1. 調査期間 | 令和 6 年 5 月 8 日（水）～6 月 5 日（水） |
| 2. 調査方法 | WEB アンケート方式 |
| 3. 調査票 | 選択方式及び自由記入 |
| 4. 調査対象 | 当所会員企業 ※メール送信可能企業
（当所議員企業 149 社、議員以外の会員企業 5,455 社） |
| 5. 回答数 | 327 社 |

※結果数値(%)は、少数点第 1 位を四捨五入しており、内訳の合計が 100%にならないことがあります。

※複数回答の場合、回答数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が 100%を超えます。

1. 財政健全化について

現在、日本の債務残高は GDP の 2 倍を超えており、主要先進国の中で最も高い水準にあります。今後の財政健全化のあり方について、適切と考える項目を 1 つ選んでください。

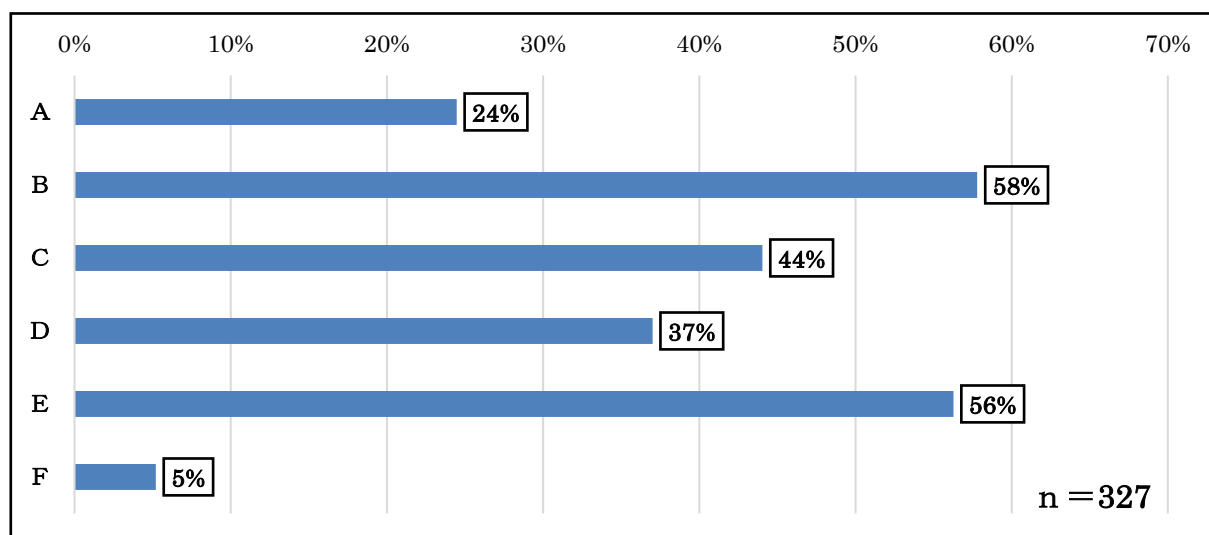


- A. 今後も債務残高が増加するのは止むを得ない。
- B. しばらくは債務残高が増加するとしても、財政健全化の道筋は明確にすべきである。
- C. 財政健全化は待ったなしの状況にあり、これ以上の債務残高は増やすべきでない。
- D. 一刻も早く債務残高を削減するべきである。
- E. その他（ご記入ください）

2. 中小・中堅企業の経営基盤の強化

2-1. 中小・中堅企業の経営基盤の強化について

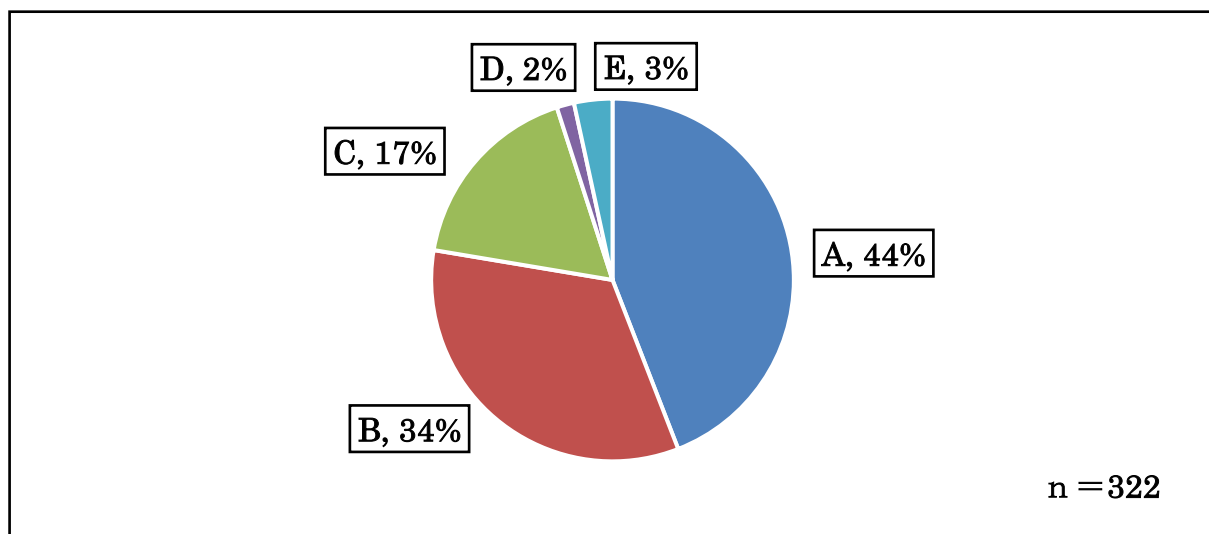
経営基盤の強化のために税制として支援が必要と考える項目を 3 つまで選んでください。



- A. 「パートナーシップ構築宣言」登録企業に対する税制上の支援
- B. 欠損金の繰越控除の拡充（繰越期間〔10 年間〕の無期限化、控除金額限度撤廃、中堅企業への適用拡大など）
- C. 欠損金の繰戻し還付の対象期間の拡充（複数年度遡れるようにする）
- D. 建物等の減価償却制度の定率法の対象拡大、償却期間の短縮化
- E. 役員報酬の変更要件の緩和（定期同額給与の規定廃止、役員賞与の損金算入など）
- F. その他（ご記入ください）

2-2. 中小企業向け軽減税率について

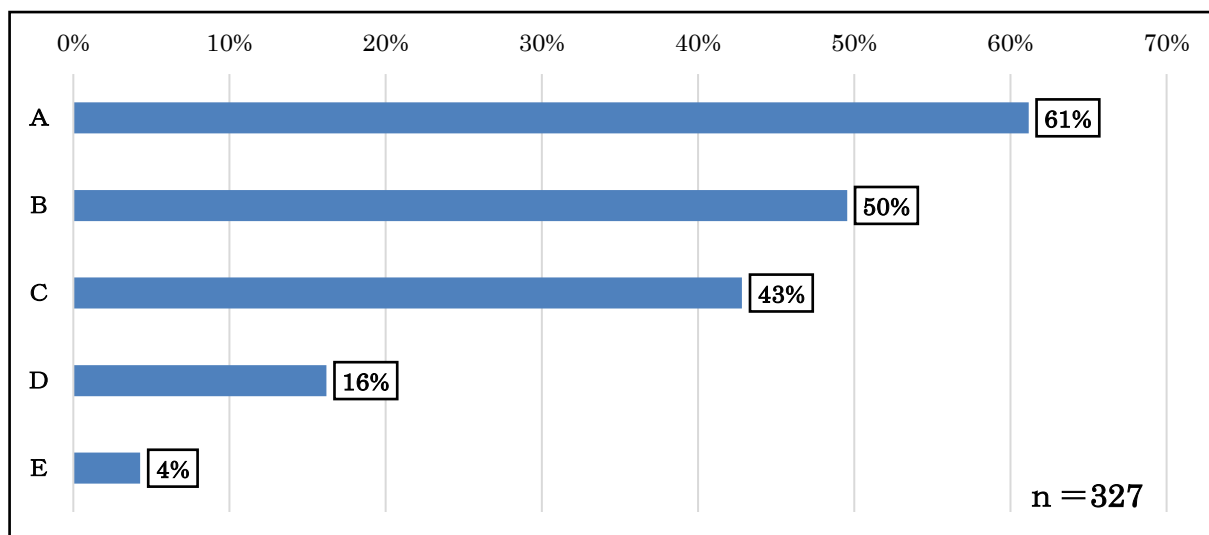
中小企業への法人税の軽減措置は 2025 年 3 月までの措置となっておりますが、あてはまる項目を 1 つ選んでください。



- A. 現行の 15%を恒久化すべきである
- B. 対象となる課税所得（現行：800 万円）を引き上げ、拡充すべきである
- C. ある程度の見直し（縮減）は止むを得ない
- D. 廃止するべきである
- E. その他（ご記入ください）

2-3. 需要・消費喚起について

需要・消費喚起のために税制として支援が必要と考える項目を選んでください。（複数回答可）

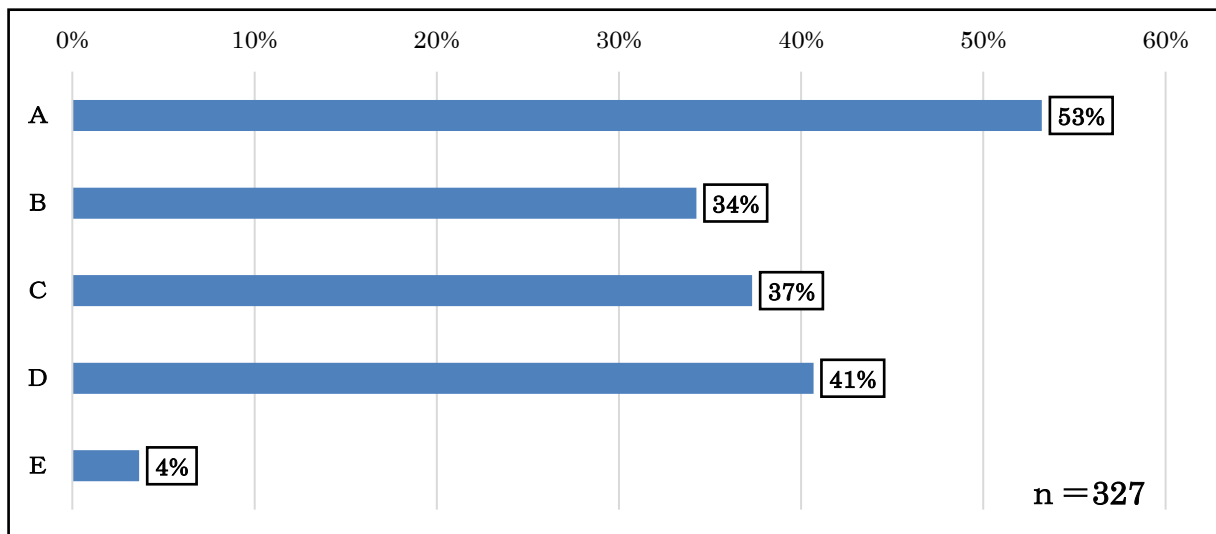


- A. 少額減価償却資産 特例の見直し（損金算入限度額[10 万円未満]の引き上げなど）
- B. 自動車関連諸税の廃止・軽減（自動車重量税・燃料課税など）
- C. 交際費課税の見直し（特例の恒久化、全額損金算入化など）
- D. インバウンドへの取組に対する減税措置
（多言語人材の育成・確保、決済端末・翻訳機の導入など）
- E. その他（ご記入ください）

3. 中小・中堅企業の自己変革・ビジネス環境整備

3-1. デジタル化の推進について

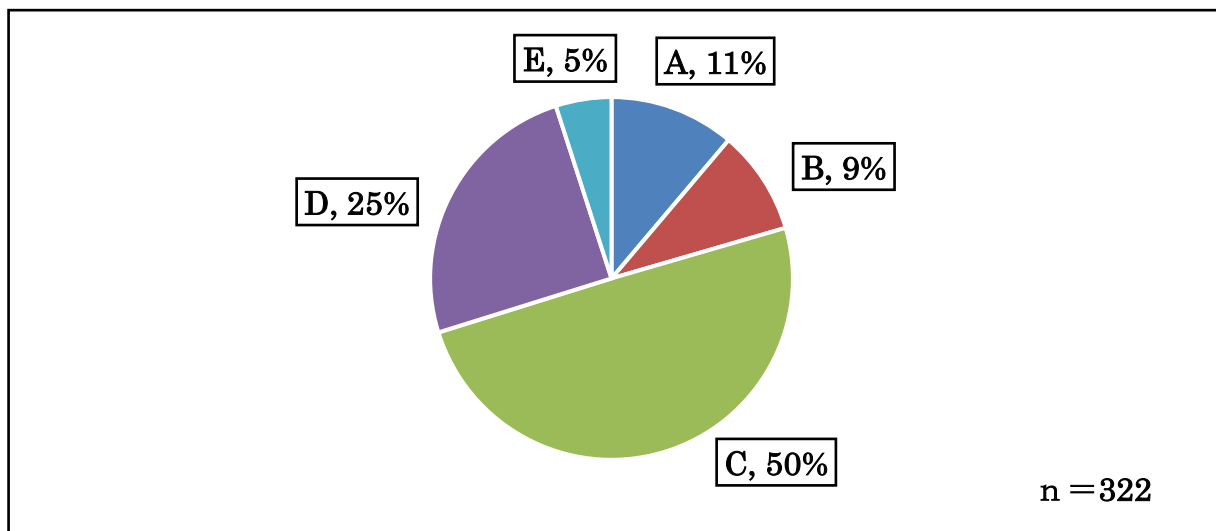
デジタル化の推進のために税制として支援が必要と考える項目を選んでください。(複数回答可)



- A. 少額減価償却資産 特例の拡充（生産性の向上に資する設備は、年間 300 万円上限とは別枠にするなど）
- B. 小規模事業者の電子帳簿・電子申告の促進（青色申告所得 控除における電子帳簿・電子申告部分 [10 万円] の拡充など）
- C. デジタル人材活用・育成の促進における税制上の支援（税額控除など）
- D. DX 促進税制（クラウド技術を活用したデジタル関連投資に対する税額控除や特別償却）の延長
- E. その他（ご記入ください）

3-2. 賃上げについて

賃上げ促進税制は、特例措置の延長に加え、中小企業向けに繰越控除措置が設けられ赤字企業も本税制の活用が可能となりました。賃上げ促進税制の活用・認識状況についてあてはまる項目を1つ選んでください。



- A. 今期活用予定
- B. 以前、活用したことがある
- C. 制度は知っているが、活用したことはない
- D. 賃上げ促進税制を知らない
- E. その他（ご記入ください）

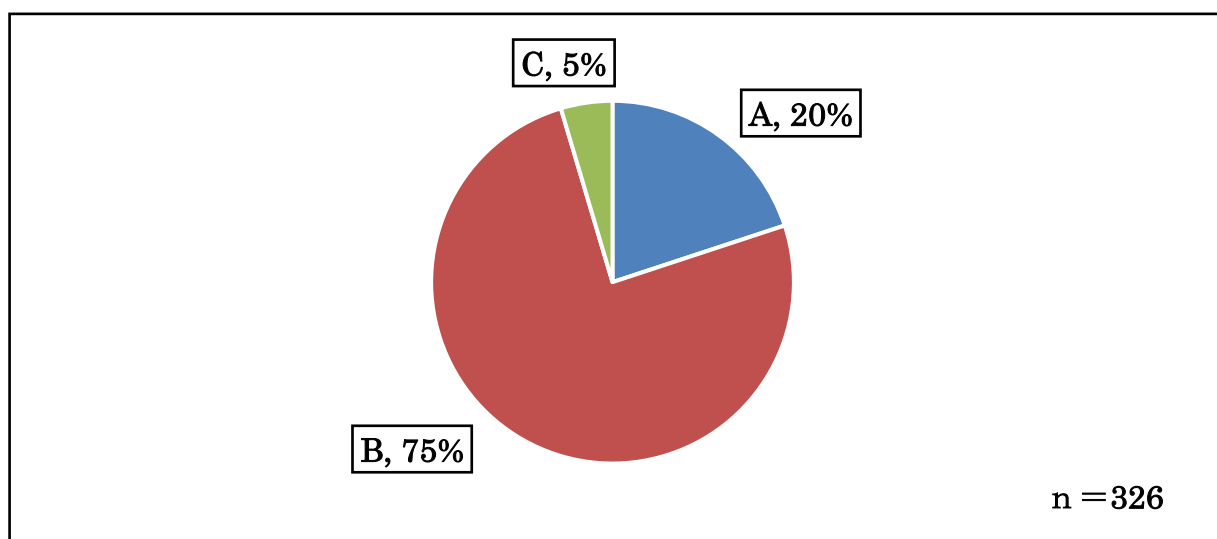
4. 法人実効税率の引き下げについて

法人実効税率は、平成 30 年度から 29.74%となっておりますが、諸外国よりも比較的高い状況にあります。

国際的な最低税率が設定されるなど、法人実効税率の引き下げについては様々な議論がありますが、今後の法人実効税率について適切と考える項目を1つ選んでください。

外国の法人実効税率：ドイツ 29.93%、中国 25.0%

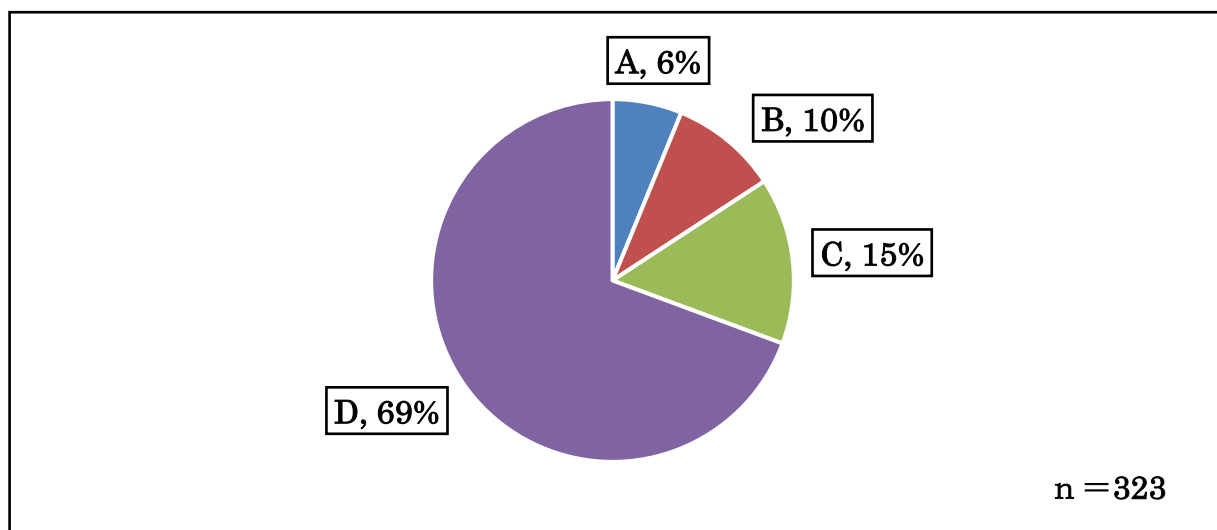
法人税率：アメリカ 21.0%、フランス 25.0%、イギリス 25.0%



- A. 現在の法人実効税率(29.74%)を維持するべきである
- B. 20%程度に法人実効税率を引き下げるべきである
- C. その他（ご記入ください）

5. 事業承継について

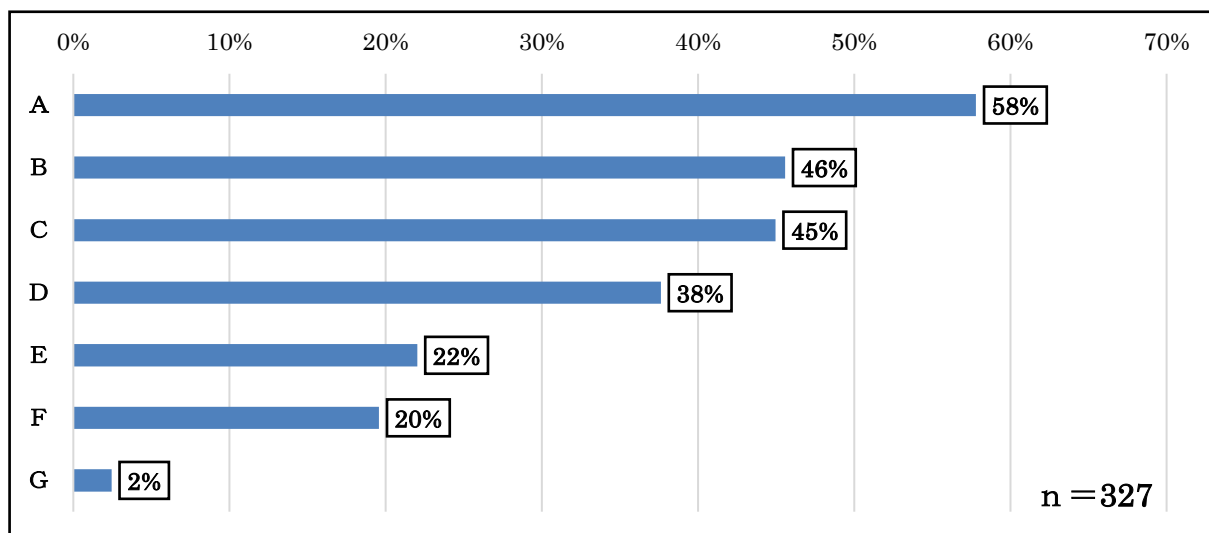
事業承継税制の利用・検討状況について、あてはまる項目を1つ選んでください。



- A. 事業承継税制の特例措置を利用している、利用したことがある
- B. 事業承継税制の特例措置の利用を検討・準備中
- C. 検討したものの、猶予措置の打ち切りリスクなどを踏まえて利用はしていない
- D. 検討したことが無い

6. ビジネス環境の整備について

ビジネス環境の整備にあたり必要と考える税制措置について、3つまで選んでください。

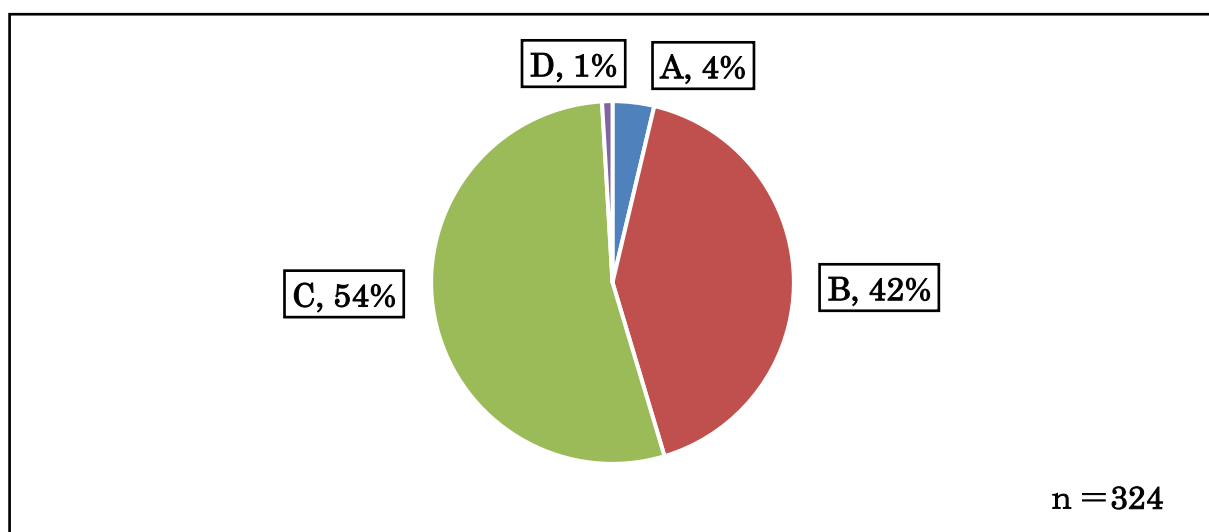


- A. 少額減価償却資産 特例の拡充（年間 300 万円上限の引き上げなど）
- B. 中小企業投資促進税制の延長
- C. 中小企業経営強化税制の延長
- D. 償却資産における償却方法の見直し、償却資産に係る固定資産税の廃止
- E. カーボンニュートラルへの取組に対する減税措置（太陽光発電設備の設置、電気自動車の導入など）
- F. 研究開発税制の拡充
- G. その他（ご記入ください）

7. 消費税におけるインボイス制度の導入について

7-1. インボイス制度の影響について

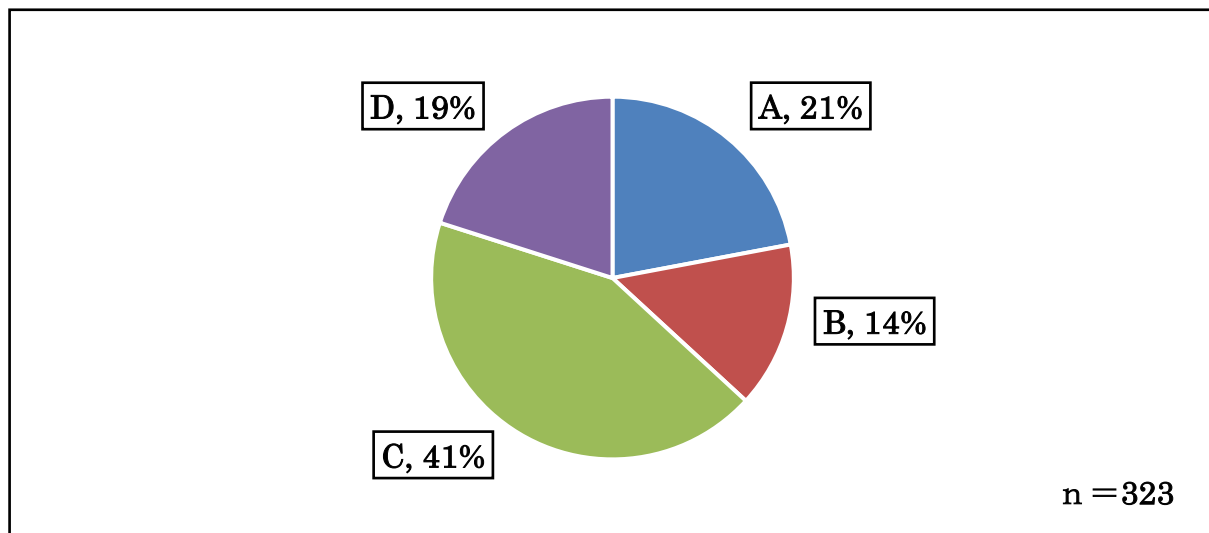
2023 年 10 月からインボイス制度が導入されましたが、貴社の状況について、あてはまる項目を 1つ選んでください。



- A. インボイス制度に登録していない
- B. インボイス制度に登録しているが、導入の影響は特にならない
- C. インボイス制度に登録しているが、事務負担の増加や混乱が生じている
- D. その他（ご記入ください）

7-2. インボイス制度への要望について

インボイス制度について、貴社が必要と考える項目を1つ選んでください。

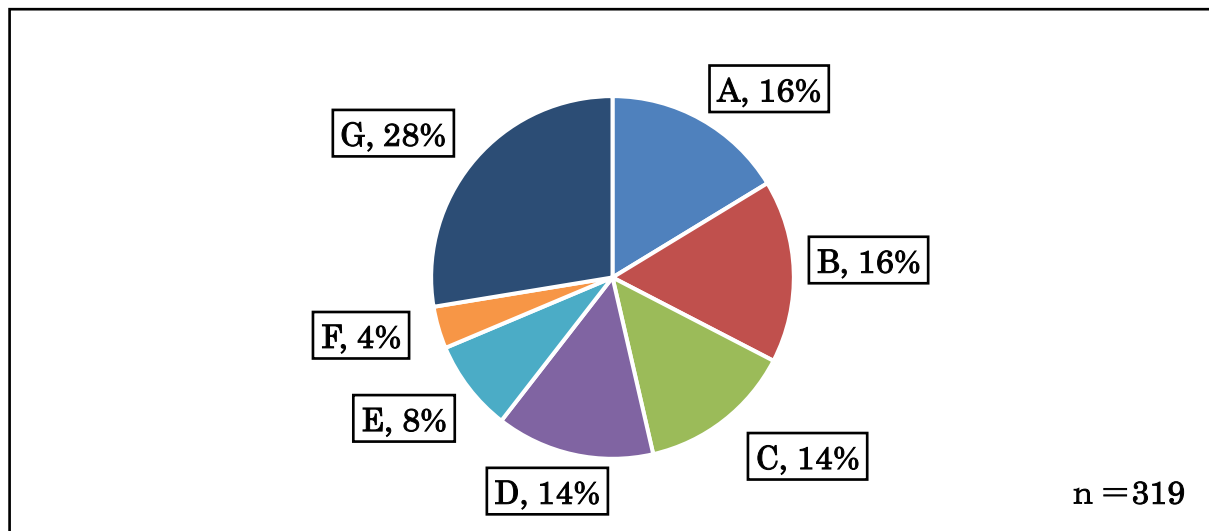


- A. 経過措置（控除の特例）の恒久化
- B. 税負担の軽減（免税事業者が課税事業者へ転換した場合、納税額を売上額の2割とする軽減措置の延長・恒久化など）
- C. 事務負担の軽減（返還インボイス交付義務（1万円以上）の緩和など）
- D. 特になし
- E. その他（ご記入ください）

8. 賃上げ・人手不足について

8-1. 従業員の賃上げ状況について

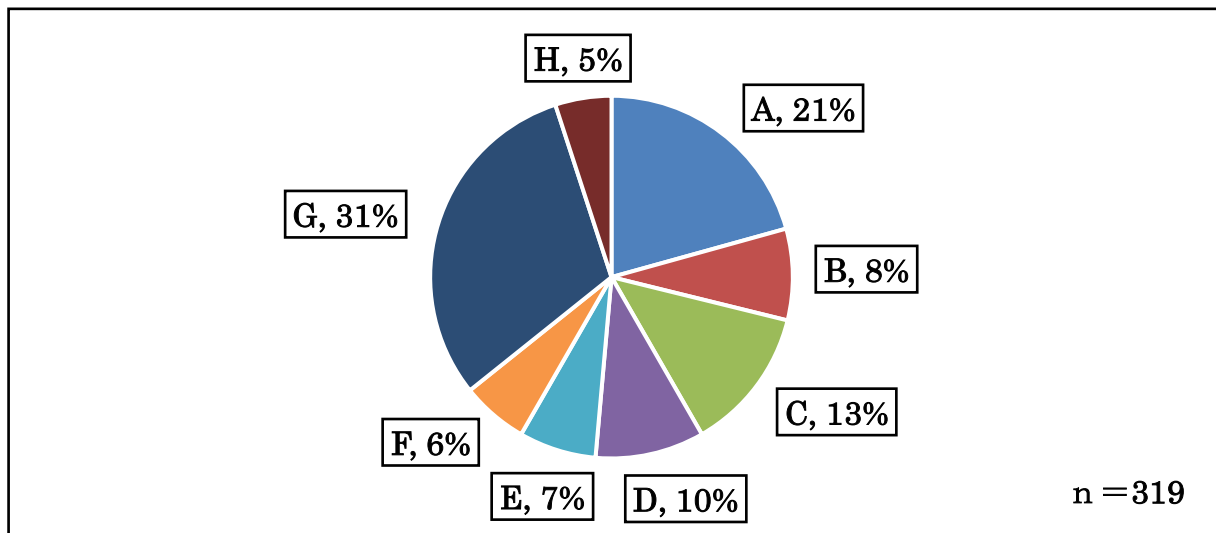
貴社の従業員における2024年度の賃上げ（定期昇給、ベースアップ、手当の新設・増額、一時金（賞与）の増額）の実績または予定について、あてはまる項目を1つ選んでください。



- A. 5 %以上
- B. 4 %以上 5 %未満
- C. 3 %以上 4 %未満
- D. 2 %以上 3 %未満
- E. 1 %以上 2 %未満
- F. 1 %未満
- G. 賃上げは見送る（未定、引き下げの場合を含む）

8－2. 最低賃金について

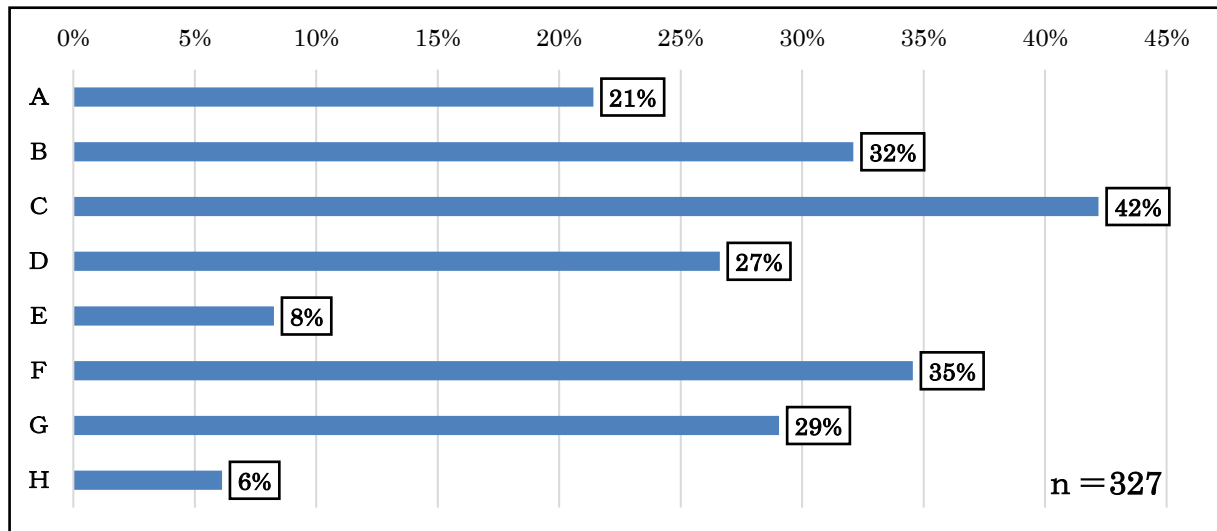
神奈川県現在の最低賃金（1,112 円）の改定に対する貴社のお考えについて、あてはまる項目を1つ選んでください。



- A. 5 %（55.6 円程度）以上の引上げとすべき
- B. 4 %（44.5 円程度）以上 5 %（55.6 円程度）未満の引上げとすべき
- C. 3 %（33.4 円程度）以上 4 %（44.5 円程度）未満の引上げとすべき
- D. 2 %（22.2 円程度）以上 3 %（33.4 円程度）未満の引上げとすべき
- E. 1 %（11.1 円程度）以上 2 %（22.2 円程度）未満の引上げとすべき
- F. 1 %（11.1 円程度）未満の引上げとすべき
- G. 現状の金額を維持すべき
- H. 引下げるべき

9. 税と社会保障の一体改革について

世代間の税負担の公平化を図り、活力ある経済・社会環境を構築するために、税と社会保障の一体改革が重要と言われております。税と社会保障の一体改革を図るために必要と考える措置について、3つまで選んでください。



- A. 高齢者の年金控除の廃止
- B. 所得控除から税額控除への転換
- C. 社会保障の給付抑制や効率化
- D. 医療費や介護保険の利用者負担割合の増加
- E. 税金で負担している基礎年金部分の給付減額
- F. 働く意欲向上を図るため、在職老齢年金の支給減額・停止要件のさらなる見直し
- G. 第3号被保険者制度の見直し
- H. その他（ご記入ください）